

寄附の税制優遇措置（特定寄附金）

平成27年4月1日現在

個人の場合

特典1 所得税（国税）控除

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得} \\ \hline \text{収入額} - \text{控除所得額} \\ \hline \end{array} \right] \times \text{税率} = \text{税額}$$

(寄附金額) - 2千円

※対象となる寄附金額は総所得金額の40%が限度

特典2 住民税（県民税）控除

$$\text{税額控除額} = [(\text{寄附金額}) - 2 \text{千円}] \times 4\%$$

※対象となる寄附金額は総所得金額の30%が限度

特典3 住民税（市税）控除

$$\text{税額控除額} = [(\text{寄附金額}) - 2 \text{千円}] \times 6\%$$

※対象となる寄附金額は総所得金額の30%が限度

例) 所得税率が20%となる方が1万円を寄附した場合

減税効果

所得税 1,600円 + 県税 320円 + 市税 480円

2,400円

法人の場合

特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- ① 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- ② 特別損金算入限度額

$$\left[\begin{array}{l} \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \end{array} \right] \times \frac{1}{4}$$

特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

税額控除の適用を受けるためには、確定申告が必要です。詳しくは、住民票所在地の市民税担当課、および税務署でご確認ください。